ホッブズにおける三種類の統治形態の比較論

吉田達志

人 文 社 会 教 室 (1981年9月3日受理)

Thomas Hobbes: Comparison between Three Kinds of Government

Tatsushi Yoshida

Department of Humanities (Received September 3, 1981)

Hobbes says in *De Cive* as follows: Every man indeed out of the state of civil government hath a most entire, but unfruitful liberty; because that he who by reason of his own liberty acts all at his own will, must also by reason of the same liberty in others suffer all at another's will. But in a constituted city, every subject retains to himself as much freedom as suffices him to live well and quietly; and there is so much taken away from others, as may make them not to be feared. Out of this state, every man hath such a right to all, as yet he can enjoy nothing; in it, each one securely enjoys his limited right. Out of it, any man may rightly spoil or kill another; in ti, none but one Out of it, we are protected by our own forces; in it, by the power of all. Out of it, no man is sure of the fruit of his labours; in it, all men are. Lastly, out of it, there is a dominion of passions, war, fear, poverty, slovenliness, solitude, barbarism, ignorance, cruelty; in it, the dominion of reason, peace, security, riches, decency, society, elegancy, sciences, and benevolence.

My purpose in this paper is to see which of them(democracy, aristocracy, or monarchy) tends most to the preservation of the subjects' peace and procuring their advantages by comparing them together.

1

ホップズはその著作『市民論』¹⁾ (De Cive) 第七章,第十章の両章において,先ず民主制,貴族制,君主制の特性について述べ,次いでこれら三種類の統治形態の持っている利益,不利益を比較することによって,いずれの統治形態が最も確実に人々の間に平和を維持し,安全を確保するのに役立つかを考察し,結局,君主制こそがそれに最もふさわしい条件を備えていると結論づけている。この結論から我々が学びうることは,今日,民主制の下に平和と安全を享受している我々にとって,民主制がそれを確保することに関していかなる欠陥を有しているかを再認識させてくれる点にある。平和と安全の確保には代償はつきものである。徒らに嫌うことも呪胆することもなく,そのことを静かに見つめ直す時点に我々は差掛かっている。

ホップズは、国家についての三種類の統治形態を次のように分類整理している。第一のものは、各々の市民が投票する権利を有している評議会に権力が存在する場合であり、それは「民主制」(democracy)と呼ばれる。第二のものは、一部の者だけが投票権を有している評議会に権力が存在する場合であり、それは「貴族制」(aristocracy)と呼ばれる。第三のものは、至高の権威がたった一人の人の中に存在する場合であり、それは「君主制」(monarchy)と呼ばれる。統治を行う人は、第一の統治形態においては「民衆」(people)と呼ばれ、第二のそれにおいては「貴族」(nobles)と呼ばれ、第三のそれにおいては「君主」(monarch)と呼ばれる²)。

ところで、古代の著作家達はこれらの統治形態と対立 する三種類の統治形態を導入した。つまり、「民主制」 に対しては「無政府状態」(anarchy) ないしは混乱を、「貴 族制」に対しては少数者が命令する「寡頭制」(oligarchy) を、「君主制」に対しては「僣主制」(tyranny) を導入し たが、これらの統治形態は別の三つの統治形態と言えるようなものではないのであって、現在の統治形態に不満足な人々か、或いは支配権を掌握しようとしている人々かの、いずれかによって付けられた三つの異なる名称にすぎない。というのは、人間は名称を付与することによって通常、ものそのものを表現しているだけでなく、愛、僧しみ、怒りといったようなその人自身の感情をも表現しているからである。

従って、ある人が「民主制」と呼ぶものを別の人は 「貴族制」と呼び、ある人が「貴族制」だと見なすもの を別の人は「寡頭制」だと見なし、ある人が「国王」 (king) と名付けるものを別の人は「暴君」³⁾ (tyrant) と名 付けるということが生ずることになる。それ故、これら の名称は統治形態についての別の, 新しい種類を表示し たものではなく、至高の権力を有している人に対して臣 民の抱く「異なる意見」(diverse opinions) を表示したも のにすぎないのである。なぜかというと、先ず第一に 「無政府状態」は、先に挙げた統治形態 と 肩を並べる対 等な、別の統治形態であるとは考えられないからである。 つまり、無政府状態という言葉は、どのような統治も存 在していないことを、従って、どのような国家も存在し ていないことを表示しているのである。「国家が存在し ていない」(no city) のに、それが「国家」(a city) の一 形態であるということがどうしてありえようか。次に、 人間はそれぞれ見方が異なるから、同じものであっても それがすべての人にとって等しく善であるとは限らない。 「貴族制」と「寡頭制」とを区別するのも、そうした人 間の特性による。従って、ある人々によって「最善の人 々」(the best) であると見なされた人々が、他の人々に よって万人のうちの「最悪の人々」(the worst)であると 見なされるということが生ずるのであるか。

人間はその情念の故に「王国」(kingdom) と「暴政」5) (tyranny) とは同種の国家であるということに納得しな い。そこで、我々は情念によってではなく理性によって、 国王と暴君とはどこがどう違うのかを見出さなければな らない。先ず第一に、暴君の方がより強大な権力を有し ているとはいえない。というのは、至高の権力よりも大 きな権力はありえないからである。次に、国王は制限さ れた権力しか有していないが、暴君の方は権力を制限さ れてはいないということもいえない。というのは、臣民 の方は国王によってその権威に制限を加えられるという ことはあっても、 国王の権威が制限されるということは ないからである。最後に、権力の獲得の仕方においても 両者に違いはない。というのは、もしも民主制的統治な いしは貴族制的統治において、ある一人の市民が力によ って至高の権力を所有し、かつ、すべての市民の同意を 取付けるならば、その人は正統的な君主になるのであっ

て、万一それに失敗すれば、その人は暴君ではなく敵ということになってしまうからである⁶。 それ故、両者の違いはその命令権の行使の仕方にのみあるにすぎないのであって、統治の仕方が上手な人が国王と呼ばれ、それが下手な人が暴君と呼ばれるということになる。つまり、正当に統治を設立した「国王」が、もしも臣民の目にとって上手に、かつ、臣民の好みに適うように支配していると映ずるならば「国王」という名称を与えられ、そうでなければ「暴君」という名称を与えられるということである。

従って、「王国」と「暴政」とは、異なる統治形態のことではなく、全く同一の一人の君主についての異なる名称にすぎないのであって、名誉と尊敬が捧げられていると「国王」という名称を与えられ、侮辱と不名誉に晒されると「暴君」という名称を与えられるということが理解されるのである。我々はしばしば暴君を非難する言葉を書物の中に見出すが、その起源はギリシアとローマの著作家にあるのであって、その時代の統治は同時に民主制的でもあり貴族制的でもあったから、暴君だけでなく国王の方さえも憎悪の的になってしまったという事情によるのである"。

実際、至高の命令権が国家のどこかに存在することは 必要であると認める人々はいるが、そう認める人々でさ えも,一人の人が至高の命令権を持つべきだとすると,そ のためにすべての市民は奴隷だということになってしま うとして異議を唱える。こうした奴隷状態を回避するた めにということで彼らは、既に述べた三種類の統治形態 を混合した別の統治形態がありうると考え、三種類の統 治形態のうちの一つが他のそれらに優越している度合に 応じて「混合君主制」(mixed monarchy) とか,「混合貴族 制」(mixed aristocracy)とか,「混合民主制」(mixed democracy) とか呼ぶのである。たとえば、もしも治安判事の 任命権や戦争と平和の決定権は国王に、司法権は貴族に、 税の負担は民衆に、そして法を制定する権力は三者全員 に属するということであれば、彼らはこの種の国家を 「混合君主制」と呼ぼうとするのである。 けれども、た とえそのような国家が存在することは可能だとしても, それは少しも臣民の自由に益するものではない。という のは、三者が折合っている限りは臣民はよく服従してい るが、もしも一旦折合いがつかなくなれば内乱と私的な 剣を振う権利が復活してしまう。それは間違いなくどの ような服従よりも遙かに悪いものだからである。結局、 そのような統治形態は存在しえないのである8。

さて、「至高の命令権」(supreme command)を得た人々は、どのような契約によっても誰に対しても服従の義務を負ってはいないから、彼らが臣民に対して行うことは必然的に「権利侵害」(injury) ではありえないというこ

とになる。というのは,「権利侵害」とは契約の 破棄に 他ならず,従って,契約がなされていない場合には権利 侵害ということはありえないからである。

民衆や貴族や君主は様々な仕方で、たとえば残酷、不 正,傲慢,その他の悪徳によって自然法を侵犯するが, これは「権利侵害」についての厳密で、正確な概念には 当てはまらない。しかし、臣民の方が至高者に服従しな いならば、それは「最高の支配者」(chief ruler) の権利 を侵害したことになるということは正しい。というのは, 臣民は至高者に服従するために相互に契約を結んだので あるから、「最高の支配者」の同意なしに勝手に権利を取 戻して, 仲間の市民に対してその権利を行使してはなら ないからである。そして、「民主制」ないしは「貴族制」 において「自然法」(law of nature) に反することが定め られたとしても, 国家そのものは, つまり, 政治的人格 は罪を犯したことにはならず、投票によってそのことを 定めた臣民が罪を犯したことになるのである。けれども, 「君主制」においては、たとえ「君主」が「自然法」に 反する決定を行ったとしても,「君主」の中においては 政治的意志と自然的意志9 とは一つに結びついているか ら、その「君主」は罪を犯したということにはならない のである¹⁰⁾。

2

ホッブズは民主制, 貴族制, 君主制の三種類の統治形態をそれぞれの統治形態の有している欠陥に基づいて比較している。それはなぜかというと, これまでに民主制, 貴族制, 君主制の三種類の統治形態が何であるかということについては既に触れたが, それら三種類の統治形態のうちのどれが最も臣民の間に平和を維持し, その利益を確保するのに役立つかという問題があり, それは三種類の統治形態を比較することによってはじめて理解され うるからである。

もっとも、社会を設立するよりも自分の意のままに生活することができるよう放っておいて貰う方がよいと考える人も中にはいるだろうが、そのような人がそのような考えを取消すようにさせるために、三種類の統治形態の欠陥を比較するという問題に入る前に、国家一般というものの有している利益と不利益という問題について述べておこう。

政治的統治の行われている状態の外に出てしまうと人間は皆、完璧な自由ではあるが、しかしながら実りのない自由しか所有することができない。なぜならば、自分だけの自由を求めて自分の意のままに行動しようとする人は、同じように自分だけの自由を求めて自分の意のままに行動しようとする他の人からなんらかの損害を被る

ということが生ずるからである。けれども設立された国家においては、臣民には皆、快適に、しかも静穏のうちに生活して行けるだけの自由があるし、他人も何ほどかの自由を奪われているからその人を恐れる必要がないのである。

この政治的状態の外に出てしまうと, すべてのものへ の権利を有してはいても、人は皆、何も享受することは できないが、政治的状態の内に留まっている限りは各人 は安全にその制限された権利を享受することができる。 その外に出てしまうと人は他人を傷つけたり、殺したり しても咎を受けないが、その状態に留まる限りは、一人 の人のみを除いて誰もそのようなことをしてはならない。 その外に出てしまうと, 我々は自分自身の力によって自 分を守らなければならないが、その内に留まる限りは万 人の権力によって守られる。その外に出てしまうと、誰 もその労働の果実を確実に手に入れることはできないが、 その内に留まる限りは、万人がその労働の果実を確実に 手に入れることができる。最後に、その外に出てしまう と、そこでは情念、戦争、恐怖、貧困、薄汚さ、孤独、 野蛮、無知、残酷が支配しているが、その内に留まる限 りは、そこでは理性、平和、安全、富、品位、社交、優 雅, 学問, 善行が支配しているのである11)。

アリストテレスは、その『政治学』(Politics)の第七篇、第十四章において二種類の統治形態を区別し、一方は「支配者」(ruler)の利益を図るものであると論じている。それはあたかも、「臣民」が厳しく取扱われる場合に一方の統治形態が存在し、それが穏やかに取扱われる場合にもう一方の統治形態が存在するというかのようであって、到底そのような意見に賛成することはできないとホッブズは主張する。その理由は、ホッブズによれば、およそ統治ということから生ずる利益と不利益は、統治形態のいかんにかかわらず同じものとして表われるのであり、従って、「支配者」にも「臣民」にも共通してもたらされるからである。その最大の利益は平和と防衛であり、その最大の不利益は無政府状態から生ずる臣民の虐殺である122。

さて, ここで再び三種類の統治形態の比較という本来の問題に戻ろう。

「民主制」、「貴族制」、「君主制」という三種類の統治 形態のうちで「君主制」が傑出しているということは、 それら一つ一つの統治形態のうちに生ずる利益と不利益 とを比較することによって明らかになる。その際、全宇 宙は一人の神によって統治されているとか、古代人は一 人のジュピター神が神々を支配しているということをも って君主制国家を好んだとか、神の民衆は王の支配下に あったとかいった議論は、君主制が、他の統治形態に較 べてよりすぐれた統治形態であることを示してはいるが、しかしながら、それは例と証拠によって示されているということであって、確固たる理性によって示されているわけではない¹³⁾。ホップズによれば、確固たる理性によって証明されたもののみがはじめて、正しく認識されたと言いうるのである。

ところで,「一人の人」(one) の下に服従することに なるという理由で「一人の人」の下における統治に不満 を抱く人々がいるが、それは、多数の人々のうちのたっ た「一人の人」が、自分の意のままに残りのすべての人 々を処断することができるほど遙かに抜きん出た権力を 有しているということは不合理なことだと考えるためで ある。だが、この「一人の人」の支配に対する彼らの反 対意見は、一人の人が万人の欲するものを所有している のを見ることから生ずる妬に由来している。同様に,彼 らは、自分自身が支配者の一員でなかったな らば、「少 数者」(a few) が命令するといっそのこと をも不合理な ことであると判断するであろう。というのは、もしも万 人は必ずしも平等の権利を有しているわけではないとい うことが不合理なことだとすると, 確かに貴族制もまた 不合理なことだということになるからである。しかしな がら, 平等の状態は戦争状態であり, 不平等は人々の同 意によって導入されたものであるから、我々が自発的に より多くのものを与えた人が、この不平等によってより 多くのものを享受するからといって、この不平等そのも のが不合理なことだと見なされてはならないということ になる。それ故,「一人の人」の支配に伴う不利益は、 それが一人の人による支配だという点にあるのではなく、 それがその一人の人の人格の善し悪しに懸っているとい う点にある。そとで次に、「一人の人」の命令と「多数 の人々」(many) の命令のいずれが, 臣民にとって より 大きな苦情の種となっているのかという点について検討 してみよう14)。

3

先ず,至高の権威に対して次のような苦情が言われている。つまり,支配者は公僕の維持,建設,城の防衛,戦争の遂行といった公の任務に必要な金を徴収するだけでなく,自分の息子,親族,お気に入り,おべっかつかいをも金持にしようという強欲のために他人から金を取立てようとするというのである。

ところがホップズによれば、こうした苦情はあらゆる 種類の統治形態につきものの苦情の一つにすぎないし、 その上、「民主制」の場合よりも「君主制」の場合の方 がまだしも我慢できるという。それはなぜかというと、 いくら君主が彼らを金持にしようとしても、彼らは、君 主というたった一人の人に服従しているにすぎないが故に、その数は限られているからである。これに対して「民主制」においては、どんなに多くのデマゴーグがうようよしていることか。彼らとは、民衆(その数は多く、日々増え続けていて、しかも、褒美を与えなければならない)や多くの子供、血族、友人、おべっかつかいを引き連れた強力な雄弁家達のことである。彼らはそれぞれ、自分の家族の富を増大させようとするだけでなく、自分の力を更に強力なものにしようとして、利益で釣って他人を服従させようともするのである。

「君主」は、たいていはその役人と友人とを満足させることができる。彼らの数は余り多くはないから、「君主」が臣民に損害をかけることはないからである。ここで損害をかけないということの意味は、臣民が君主に譲渡した財産を戦争を遂行し、平和を維持するためという名目で臣民から横領しないという点にある。「民主制」においては、多くの人々を、更に、常に新しい人々を満足させる必要があるが、それは臣民を抑圧することによってはじめて可能なのである「50。

第二の苦情とは、絶えざる死の恐怖が存在するというものである。つまり、支配者は侵害に対して、自分の欲するどのような罰であってもそれを命令して科す権力を有しているばかりでなく、怒りと快楽のままに、その無実の臣民や法に違反することのなかった臣民を殺すこともできるから、その場合には人々は皆、必然的に絶えざる死への恐怖に囚われることになるというのである。このような死への恐怖は、実際、どのような統治形態においても非常に大きな苦情の種となっている。しかも、恐怖が身にせまりうるという仮定の理由によってではなく、現に恐怖が差迫っているという理由によって、それは苦情の種となっている。

けれども、それは統治それ自体の欠陥によるものでは なく、支配者の人格の欠陥によるものである。というの は、ネロのあらゆる行為は決して君主制に本質的なもの ではないし、また、臣民は、「一人の支配者」(one ruler) の下においてよりも「民衆」の下の方において、しばし ば不当に有罪の判決を受けるからである。つまり、国王 は、国王を見当違いの忠告で悩ましたり、非難めいた言 葉で国王に反対したり、王の意志を抑制しようとしたり する人々に対しては厳しいし、また、ある一人の臣民が 他の臣民に対して有するあの権力の過剰が無害なものと なるのは、国王が存在していることによってはじめて可 能となるのである。従って、ネロやカリギュラといった ような人々が支配権を行使していても、不当に罰せられ ることがあるのは、廷臣や高位にあるが故に目立つ人々 やネロかカリギュラが手に入れたいと欲するものを所有 している人々だけに限られる。攻撃的で傲慢無礼な人々

が罰せられたとしても、それは当然のことだからである。 それ故,「君主制」においてひっそりとした 生活を送 ろうとしている人にとっては、たとえ君主の支配を欲し てはいないとしても、その身に危険はやってこないので ある。なぜならば、野心に満ちた人々だけが罰せられる ことになるのであって残りの人々は、より強力な他の 人々による権利侵害から保護されているからである160。 これに対して民衆の支配においては、「民衆」を喜ばそ **うとする雄弁家と同じ数ほどの多くのネロがいる。とい** うのは、一人一人のネロは、いわば「今度、私を容赦して くれれば、次には、私の方があなたを容赦しよう」(spare me to-day and I'll spare thee to-morrow) という秘密 の契約を結ぶことによって互いに相手の欲望を認め合う が、一方、彼らは、自分の強欲と私的な憎悪を満たそう として不当にも仲間の臣民を殺害した人々を罰から免れ させようとするからである。

更に、私的な権力には一定の限界が存在するのであっ て、もしもそれが、その限界を越えると国家にとって危 険なものとなるから,コモンウェルスが侵害されること のないように君主が注意を怠らないことが必要である。 従って、もしもある私的な権力が一群の金持に基礎を置 いているならば、君主は、その富を奪って減少させるこ とによってその権力を弱化させるし、もしも私的な権力 が民衆の拍手喝采に基礎を置いているならば、たとえ刑 事上の責任がなくても,強力な党派を民衆の間から取除 いてしまうのである。これと同じことは、これまで通常、 「民主制国家」(democracies) において実行されてきた。 というのは、アテナイ人は、勢力のある人々がなんらか の有罪となるような犯罪を犯したわけではないのに、強 力な権力を持っているというだけの理由で十年の追放刑 を科したからである。また、ローマでは、自由な贈与に よって民衆の好意を求めた人々は、国を狙う野心家とし て死刑に処せられた。と の 点に関しては、「民主制」も 「君主制」も同じことを行うのである170。

ところで、「君主制」においては「民主制」においてよりも自由が少ないという理由で、「君主制」は「民主制」よりも苛酷であると考える人もいよう。けれども、もしも自由というものを法からの、つまり、命令に対する服従からの免除のことであると考えるならば、「民主制」においても、更に他のどのような統治形態においても、そのような種類の自由は存在しない。ホップズは、もしも法も禁止もほとんどないのが自由であると自由を解するならば、「君主制」においてよりも「民主制」においての方がより大きな自由が存在することになるという考えを否定する。その理由は、ホップズによれば、自由は「民主制」と両立しうるからである。つまり、「自由」(liberty)とい

5言葉は、大文字で国家の門の上に書かれているが、それは、実際は「臣民」の自由ではなく「国家」の自由を意味しているから、従って自由という言葉は「君主」によって支配されている国家の上にではなく、「民衆」によって統治されている国家の上に刻まれるべきであるという議論は正しくはないのである。私人ないしは臣民が、自由の名において自由を要求している場合であっても、それは、実際には自由を要求しているのではなく、「支配権」(dominion)を要求しているのである。もっとも、当人はそのことに気づいてはいないのであるが。

自然法によって命令されたという理由で自分自身のために欲するのと同じ自由を他人に認めると、万人が権利に基づいてあらゆる事柄を行うことのできる、あの自然状態が再びやってくるということさえ人々が理解するならば、彼らは、このような自由をあらゆる種類の政治的服従よりも悪いものとしてひどく嫌うようになるであろう。しかし、もしもある人が自分だけが自由を所有したいと欲し、その結果残りの人々は彼に服従することになるとすると、彼は「支配権」を所有したいと要求しているとすると、彼は「支配権」を所有したいと要求しているとになる。というのは、あらゆる服従から解放されている人は、依然として服従し続けている残りのすべての人々の主人だからである。それ故、臣民は、「君主制」国家においてよりも「民主制」国家の方において、より多くの自由を所有しているとは言えないのである。

人々を欺いているものは、命令権と公共的地位への平等の参加ということである。なぜならば、権威が民衆にある場合には個々の臣民は、支配権を有している民衆の一員であるという程度にまで権威の分前にあずかろうとするし、治安判事や公共の役人の選出に平等の発言権を有しているという程度にまで、彼らは平等に公共の職務にあずかろうとするからである。そして、このことは正にアリストテレスが意図した事柄であり、彼自身もまた、当時の習慣の故に支配を誤まって自由と呼んでいる¹⁸⁾。結局、「君主制」において自由は失われたと 嘆き悲しむ臣民は、コモンウェルスの舵を取らせてくれないということは我慢がならないと言っているにすぎないことが、以上の点から明らかである¹⁹⁾。

しかしながら、万人が公共の仕事に携っている場合には、最も難しく、重要な問題を審議するに際して万人がその知恵、知識、雄弁を示す機会を持つということは、人間の本性に育くまれた賞讃への欲求を満たすことになるから、そのような能力に優れ、自分自身で自分が他人よりも優れていると思っている人々にとってはすべての事柄の中で最も楽しいものであるという正にこの理由から、「民主制」国家は「君主制」国家よりも遙かに望ましいと主張する人もいよう。そして、賞讃と名誉を獲得するためのこれと同じ道は、「君主制」国家においては

大部分の臣民には閉ざされていると主張するであろう。

これに対してホッブズは、そのような事柄が本当に苦情の種とされている当のものなのだろうかと疑問を提出している。ホッブズによれば、我々が軽蔑している人の意見が我々の意見に優先して取上げられるのを見ること、我々の知恵が我々自身の面前で低く評価されること、つまらない虚栄に左右される不確かな裁判によって確実に悪意を被ること、意見の不一致の故に憎み、憎まれること、どのような目的も利益も考慮することなく我々の秘密の助言や忠告を無視すること、これらの事柄こそ人々の隠された本当の苦情の種なのである。知恵の試合は、雄弁家にとっては楽しいものであろうが、知恵の試合をする場がないからといって苦情を言ってはならないのである²⁰⁾。

4

更に、審議を開いて成功することが多いのは、大きな 会議においてよりも小さな会議の方においてであるのは なぜかということについては様々な理由がある。その理 由のうちの第一のものは、コモンウェルスの保存に役立 つあらゆる事柄について正しく助言するためには、我々 は,国内の問題だけでなく,外国の事情もまた理解しなけ ればならないという点にある。つまり、国内においては、 どのような物資によって国は盛え、防衛されるのか、そ の物資が得られた時にどのような場所が要塞を建設する のに適しているのか、どのような手段によって兵士を奮 い立たせ、養うことができるのか、どのような種類の感 情によって臣民は君主ないしはその国の統治者を支持す のかといったことを我々は理解しなければならないし、 国外においては、隣接しているそれぞれの国家の権力の 性格はどのようなものであり、その権力を掌握している のは誰なのか、どのような利益ないしは不利益をそれら の国家から受取るのか、どのような相談が日々行われて いるのかといったことを我々は理解しなければならない が、その場合、大会議を構成している人々は、無能とは いえないが、たいていは未熟であるが故に、こうした事 柄をほとんど理解することはできないから、見当違いの 意見しか持っていないこれらの助言者は邪魔になったり, 障害になったりするばかりであって、優れた忠告を与え ることはできないのである21)。

なぜ大会議は、審議するのに余り適していないのかということについての第二の理由は、自分の意見を述べようとする人々は皆、長口舌を振うことが必要であると考えたり、聴衆から更に高い評価を得ようとしてこの上なく流麗な言葉で自分の演説に磨をかけ、飾ろうとするという点にある。つまり、雄弁というものの本質は、「善」

(good) と「悪」(evil),「利益」(profitable) と「不利益」(unprofitable),「正直」(honest) と「不正直」(dishonest) との実際の姿を加減して、演説の目的にこの上なく適うように「不正」(unjust) であるものをあたかも「正」(just) であるように見せかけて説得しようとすることにある。

彼らは推論を行うけれども、真の原理からではなく俗流の意見から出発しているから、たいていは誤まっていることが多い。彼らは、演説を彼らの話す事柄の本質に適合させようと努めないで、むしろ彼らが話しかけている人々の情念に適合させようと努める。従って、彼らの意見は、正しい推論によってではなく、激情によって述べられているということになる。このような誤まりは、「雄弁」(eloquence)の本質そのものに由来するのであって、雄弁の目的は、レトリックの大家連が我々に教えてくれているように、真理にではなく勝利にあり、雄弁の特性は、知らせることにあるのではなく、唆すことにある²²⁾。

大会議において助言することが、なぜ余り成功しない のかということについての第三の理由は、コモンウェル スにおいては「党派」(factions)が生じ、「党派」から 騒乱と内乱が生ずるという点にある。というのは,対等 な雄弁家同士の意見と演説が対立して相争う場合, 敗れ た方は、勝った方とその味方をしたすべての人々を自分 の忠告と知恵を軽蔑したものと見なして憎悪し、 勝った 方の行った忠告が国家に損害を与えることになるような, あらゆる手段を研究するからである。このようにして彼 は、相手方から栄光が奪い去られ、自分自身に栄光が回 復されるのを眺めたいと希望するのである。「党派」は、 投票では敗れたが権力においては勝っていたり, 或いは 余り劣っていない場合には、術策や言葉によって獲得す ることのできないものは武力によって獲得しようと試み るから、内乱になってしまうのである。こうしたことは 必ずしも起こるとは限らないし、たとえ起こるとしても 滅多に起こるものではないと主張する人々もいるだろう が、そういう人々は、結局、有力な党派というものは必 ずしも虚栄を欲するとは限らないし、彼らの大部分は重 要な問題で滅多に意見の不一致をきたすことはない、と 主張していることになるのである23)。

それ故,立法権がこのような会議に存在する場合には,法はどうしても不安定にならざるをえない。立法権の所在が,事情の変更や人間の心の変わりやすさにつれて変動するというのではなく,今はこの多数派が会議を召集したが,次にはあの「党派」が会議を召集するという具合に変化するにつれて変動してしまう。従って. 法は,あたかも水の上に浮いているかのように,あちこちと漂うことになるのである²⁴¹。

第四番目に、大会議における審議には次のような理由 に基づく不利益がある。つまり、審議内容の秘密が保た れるということは重要であることが多いのに、何らかの 結論に到達する以前に、たいてい外部に内容が洩れたり、 大会議の意志が国内で支配権を有している「民衆」に対 してと同じくらい早く、国外の者に対しても知られてし まうということが、それである²⁵⁾。

以上、大会議の審議に見出される不利益について述へ てきたが、そのような不利益は、「君主制」においてよ りも「民主制」においての方が大きい。というのは、 「民主制」においては、非常に重要な問題はこのような 大会議で審議されることが多いからである。従って、明 らかに「君主制」は「民主制」よりも優れている。人間 は生まれつき皆、「公共の」(public) 仕事よりも「自分 自身の私的な」(own private) 仕事の方に気をとられる ものであるから、そこに自分の雄弁を発揮する手段を見 つけ、それによって利口であり、賢明であるという評判 を得て、友人や両親や妻や子供の待っている故郷へ帰っ て、自分の抜け目のない行動に対して賞讃を拍し、勝誇 ろうと考える。古代の例について言うと,マルクス・コリ オラヌスの戦闘行為に際しての喜びは、自分への賞讃が 母親をとても喜ばせるのを見ることにあった。けれども, もしも民主制国家における「民衆」が、戦争と平和とい う問題を審議する権力を,強力な権威に満足しうる一人 の人ないしは少数の人々に与えるならば、この点で「民 主制」と「君主制」とは、対等となると言わざるをえな いのである²⁶⁾。

ところで、ある種類の統治形態の方に他の種類の統治 形態よりも利益ないしは不利益がより多く見出されると いうことの理由は、統治ということそれ自体に、或いは 統治という仕事の遂行を多くの人々よりも一人の人に、 他方、少数の人々よりは多数の人々に委ねる方が優れて いるということに、由来するものではない。というのは、 統治とは「権力」(power) のことであり、統治の遂行と は「行為」(act) のことだからである。 つまり, あらゆ る種類の統治形態における「権力」は、相互に対等であ るが、「行為」は、即ちコモンウェルスの「行動」(actions) と「運動」(motions) は、多数者ないしは少数者の 思案とか、或いは熟練者ないしは出しゃばり者の思案と かに左右されるから、様々に異なってくるのである。従 って、ある統治形態の利益ないしは不利益は、権威を有 している人によってではなく、その官公吏によって左右 されるから、「君主」が女であろうと、若者であろうと、 幼児であろうと、官公吏がその職務を遂行するのにふさ わしい能力を持っているならば、コモンウェルスが上手 に統治されるのを妨げるものは何も存在しないというこ とになる。

「王が子供である国は災いなるかな」(woe to the land whose king is a child) という言葉は、君主制国家が民主制国家よりも劣っているということを意味しているのではなく、それどころかその逆であって、「王が子供である」(king being a child) ということが、たまたま王国の不満の種になると、多数の者が野心と力に駆られて公の会議に割込んできて、その結果、統治が「民主的な」(democratical) やり方で行われるようになり、「民衆の支配」(dominion of the people) に伴う不幸が生ずることになるということを意味しているのである²⁷⁾。

こうして, 最も絶対的な「君主制」は統治の最善の状 態であり、王のみならず、「民衆」ないしは「貴族」の 支配下にある国家でさえも、戦争のための全命令権をた った一人の人に与えるということ、しかもこれ以上のも のはありえないというほど「君主制」は絶対的なものだ ということは明らかである。ところでその場合、王が、 彼自身権利によってそのすべての臣民に行使しうる権威 よりもより大きな権威を将軍に譲渡して、その結果、そ の権威を将軍が軍隊に行使しうるようになるなどという ことはありえないということもまた注意されなければな らない。「君主制」は、軍事について も至上の統治形態 なのである。武器と人員とで強化された非常に多くの軍 隊が相互に対立している多くのコモンウェルスが存在し ているが、この状態は、たとえ短い休戦といった不確か な平和が相互に認められていようともその状態が共通の 権力によって制限されていないが故に、自然状態(これ は戦争状態である)であると見なされるべきである²⁸⁾。

最後に、我々自身を保存するためには、ある「人」 (man) ないしは「会議」 (council) に服従することが必要であるから、その利益が我々の安全と福祉に依存している人に我々は服従するということよりもよい条件は考えられないが、このことは我々が支配者の相続財産である場合に生ずる。というのは、人は、皆、自分から進んで自分の相続財産を保持しようと努めるからである。臣民の土地や金だけでなく、臣民の身体や荒々しい心もまた、君主の財宝である²⁹⁾。

これまで我々は、君主制国家を民主制国家と比較してきたが、「貴族制」については何も触れなかった。しかし、「君主制」について述べた事柄によって我々は、「貴族制」について次のように結論づけることができよう。つまり、「貴族制」は世襲的なものであり、支配者の選出に満足するし、選出についての審議を少数者に、しかも最も有能な者に委ねるし、その上、「君主」の統治をよく模倣して「民衆」の統治を少しも模倣しないということは、臣民にとって「貴族制」は、「民主制」よりもよりよいものであり、かつ、永続的なものであるということである。

以上、平和と安全を確保する上で民主制がいかなる欠陥を有しているのかという点について、主として民主制と君主制とを比較することによって考察した。平和と安全の確保ということは生を維持するための基本条件であるが、それは失われうるものなのである。そのような事態に備えて先を見通し対策を立てる必要性が生ずるが、それは非常に困難な仕事である。そして、この仕事の困難な理由は、結局のところ、人間性 (human nature) というものに由来している。実際、ホッブズは、なんと人間とは厄介で危険なものなのか、と嘆息したに違いない。この意味での人間とは何かということを知った者のみが、人間の行動を規制し、抑制するということについて語る資格があるし、そのための対策方法を述べることができうるのである。それにしても、ホッブズの論理の徹底性には改めて驚きの念を禁じえないのである。

註

- 1) English Works of Thomas Hobbes. Vol. II. なお, 以下に示す頁数はすべて、この巻からの引用である。
- 2) p. 93.
- 3) tyrant という言葉は、それがギリシア、ローマ時代 に関して使用される場合には通常、 僣主と訳され、 それ以後の時代に関して使用される場合には暴君と 訳されることになっているが、 ホッブズの文章に即して訳し分けるのは少々困難なので、ここでは一応 暴君という訳語を用いることにした。
- 4) pp. 93-94.
- 5) 僣主制と暴政のうち、ここでは暴政という訳語を用いることにした。註3)を参照のこと。
- 6) これは民主的独裁者,つまり,民主制を基盤として そこから誕生してくる独裁者のことを意味している のであろう。
- 7) pp. 94-95.
- 8) pp. 95-96. 「たいていの人々は、統治は分割されるべきではないというとを承認するが、彼らは、統治を穏当なものにしたり、制限を加えて拘束しようとしたりする。統治がそうあるべきだというのは、まことにもっともであるが、もしもこれらの人々が、穏当なものにするとか、制限を加えるとか言う場合、それは、統治を分割することだと理解するならば、彼らは非常に愚かな分割を行っているのである。正

直なところ私だって、国王のみならず、至高の権威を付与されている他のすべての人々も、悪いことを行わないほど穏健であり、自分の責任のみを心がけ、自然法と神法の範囲内に身を置いていて貰いたいと願っている。しかしながら、人々が、最高の権力は他の人々によって拘束され、制限を課せられるべきだと考えても、このことは、制限を課そうとする人々がそれを可能にする権力というものをどうしても有していなければなしえないから、結局それが実現したとしても、統治は穏当なものにされたということにはならず、まさしく分割されてしまったということになるのである。p.96n.

- 9. 政治的意志とは、国家、つまり、政治的人格として の意志のことであり、自然的意志とは、生物として の人間の意志のことである。
- 10) pp. 101-102.
- 11) pp. 126-127.
- 12) pp. 127-128.
- 13). p. 129.
- 14) p. 130.
- 15) pp. 131-132.
- 16) 君主制は権威主義的ではあるが、人々には自由の余地というものが存在する。このような権威主義的体制と今日のいわゆる全体主義的体制とは、はっきり区別されるべきである。
- 17) pp. 132-134.
- 18) アリストテレス『政治学』、第六篇、第二章、「民衆の国には自由が存在する。……この国の外にあっては誰も自由ではない……」。p.135.
- 19) pp. 134-135.
- 20) p.136.
- 21) pp.136-137.
- 22) pp.137-138.
- 23) pp.138-139.
- 24) p.139.
- 25) p.139.
- 26) pp.139-140.
- 27) pp.140-141.
- 28) p.141.
- 29) p.142.
- 30) p.142.